

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇規則 鳥取県収入証紙規則の一部改正
- ◇訓令 鳥取県収入証紙取扱細則の一部改正
- ◇告示 臨時種畜検査の実施
各種学校の設置
県収入証紙小売さばき人の指定
- ◇教委規則 鳥取県教育委員会事務局職員設置規則
鳥取県立科学博物館規程
鳥取県立図書館処務規程の一部改正
- ◇教委告示 臨時教育委員会招集
食糧事務所出張所の名称変更
- ◇雑報

規則

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十九年六月二十九日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県規則第二十八号

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則

鳥取県収入証紙規則（昭和二十八年六月鳥取県規則第三十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「手数料」を「手数料及び地方税法による県税」に改める。

第三条第一項中「手数料」を「手数料及び県税」に改める。

別表第一に次の一号を加える。

四 地方税法による県税

(一) 鳥取県税条例に基づく狩獵者税

附 則

この規則は、公布の日から施行し昭和二十九年五月十四日から適用する。

訓令

鳥取県訓令第十号

庁 中 一 般
各 金 庫

鳥取県収入証紙取扱細則（昭和二十八年六月鳥取県訓令第十一号）の一部を次のように改正する。

昭和二十九年六月二十九日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

第十四条及び第十六条中「収入証紙手数料徴收整理簿」を「収入証紙手数料（果税）徴收整理簿」に改める。

第十七条中「収入証紙手数料徴收整理簿」を「収入証紙手数料（果税）徴收整理簿」に「収入証紙手数料収入状況報告書」を「収入証紙手数料（果税）収入状況報告書」に改める。

様式第十一号中「収入証紙手数料徴收整理簿」を「収入証紙手数料（果税）徴收整理簿」に「手数料徴收高」

を「手数料（果税）徴收高」に改める。
様式第十一号中「収入証紙手数料収入状況報告書」を「収入証紙手数料（果税）徴收整理簿」に改める。
附 則
この訓令は、公布の日から施行し、昭和二十九年五月十四日から適用する。

告 示

鳥取県告示第三百二十八号

地方の臨時種畜検査を次のように実施する。

昭和二十九年六月二十九日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一 検査の対象

和牛、めん羊、豚

二 検査日程

検査場所 検査日時 受検査畜種類
東伯郡東郷家畜市場 七月 午前九時 牛
倉吉市倉吉 二十一日 午後三時

東伯郡浦安	二十二日	午前十時	豚
赤碓種畜場	二十三日	午後三時	豚
米子市米子家畜市場	二十四日	午前九時	牛
西伯郡余子家畜市場	二十四日	午後三時	めん羊
八頭郡船岡家畜市場	二十七日	午前九時	牛
		三十分	
日野郡江尾	二十八日	午前九時	豚
鳥取市古海	八月	午前九時	豚
気高郡浜村	四日	午後二時	豚
鳥取市鳥取	五日	午前九時	豚
気高郡宝木村	六日	午前九時	豚
倉吉市（上北条旧）	六日	午後三時	豚

鳥取県告示第三百二十九号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四条並びに第八十三条の規定により各種学校の設置を次のように認可した。

昭和二十九年六月二十九日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

名称	所在地	設置者	認可年月日
田淵女子専門学院	米子市中町 六七	田淵竹野	昭和二十九年六月二十三日

鳥取県告示第三百三十号

鳥取県収入証紙規則（昭和二十八年六月鳥取県規則第三十八号）第五条第二項の規定による小売さばき人を昭和二十九年六月二十八日次のとおり指定した。

昭和二十九年六月二十九日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

番号	氏 名	売さばき場所	住所
二七八	中山 良枝	鳥取市東町 二一九番地	同上
二七九	鳥取県職員組合浜村保健所 支部代表 瀬川 徹	気高郡浜村 町大字八幡	豚

教育委員会規則

鳥取県教育委員会事務局職員設置規則をここに公布する。

鳥取県教育委員会規則第四号

鳥取県教育委員会事務局職員設置規則

昭和二十九年六月二十九日

鳥取県教育委員会委員長 荻原治郎

(目的)

第一条 この規則は、法令に特別の定めのあるものを除く外、職員の設置に関し必要な事項を定める。

(職員の設置)

第二条 教育委員会法(昭和二十三年法律第七十号)

第四十五条第一項のその他の職員として次の職員を置く。

主事補、技師補、雇、囑託、給仕、小使

(服務)

第三条 主事補、雇、囑託は上司の指揮を受け事務に従事する。

技師補は上司の指揮を受け技術に従事する。

給仕、小使は上司の指揮を受け單純な労務に従事する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県立図書館処務規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十九年六月二十九日

鳥取県教育委員会委員長 荻原治郎

鳥取県教育委員会規則第五号

鳥取県立図書館処務規程の一部を改正する規則

鳥取県立図書館処務規程(昭和二十五年八月鳥取県教育委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

第一条 鳥取県立図書館に次の職員を置く。

館長、分館長、司書、司書補、主事、技師

前項職員の外に主事補、技師補、雇、囑託、給仕及び小使を置くことができる。

第二条を次のように改める。

第二条 館長は、上司の命をうけ館務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

分館長は、館長の命をうけ分館務を掌理する。

司書は、館長若しくは分館長の命をうけ専門的事務を分掌する。

司書補は、司書の職務を助ける。

主事及び技師は、館長若しくは分館長の命をうけそれぞれ館務を分掌する。

主事補、技師補、雇及び囑託は、上司の指揮をうけ館務に従事する。

給仕及び小使は、上司の指揮をうけ單純な労務に従事する。

第四条を次のように改める。

第四条 削除

第五条を次のように改める。

第五条 館長は、館務の一部を分館長に専決させることができる。

鳥取県立科学博物館規程をここに公布する。

昭和二十九年六月二十九日

鳥取県教育委員会委員長 荻原治郎

鳥取県教育委員会規則第六号

鳥取県立科学博物館規程

(目的)

第一条 鳥取県立科学博物館(以下「博物館」という)は、博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第三条に規定する事業を行う。

(職員の設置)

第二条 博物館に次の職員を置く。

館長、学芸員、学芸員補、主事、技師

2 前項職員の外に主事補、技師補、雇、囑託、給仕及び小使を置くことができる。

(服務)

第三条 館長は、上司の命をうけ館務を掌理し所属職員を指揮監督する。

館長事故あるときは、予め館長の命じた者が代行する。学芸員は、館長の命をうけ専門的事項を分掌する。

学芸員補は、学芸員の職務を助ける。

主事及び技師は、館長の命をうけそれぞれ館務を分掌する。

主事補、技師補、雇及び囑託は、上司の指揮をうけ館務に従事する。

給仕及び小使は、上司の指揮をうけ単純な労務に従事する。

(専決できない事項)

第四条 館長は、次の事項について教育長の認可をうけなければならない。

- 一 館則の設定、改廢に關すること。
- 二 館長の果外出張に關すること。
- 三 その他重要な事項に關すること。

(準用事項)

第五条 処務細則については、鳥取県教育委員会事務局処務細則(昭和二十四年三月鳥取県教育委員会規則第七号)に準じて館長が定める。

(博物館運営委員会)

第六条 博物館の円滑な運営を期するため、学校教育及

び社会教育の關係者並びに学識經驗者を充て鳥取県立科学博物館運営委員会(以下「博物館運営委員会」という。)を設ける。

第七条 博物館運営委員会は、博物館の運営に關し館長の諮問に応じ助言を行う。

第八条 博物館運営委員会の委員は十名以内とし鳥取県教育委員会が委嘱又は解囑する。

第九条 委員の任期は一ケ年とする。但し補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

前項の任期は鳥取県教育委員会の任命の日から起算する。

附 則

1 この規程は、昭和二十九年七月一日から施行する。

2 鳥取県立科学館規程(昭和二十四年七月鳥取県教育委員会規則第十一号)は廢止する。

3 鳥取県立科学館規程(昭和二十四年七月鳥取県教育委員会規則第十一号)により委嘱した科学館運営委員会の委員は、委嘱の日に遡りこの規程により博物館運

営委員会の委員に委囑されたものとみなす。

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第三十五号

臨時教育委員会を次のとおり招集する。

昭和二十九年六月二十九日

鳥取県教育委員会委員長 荻原治郎

一 日時 昭和二十九年六月二十九日午前十時三十分

一 場所 鳥取県教育委員会会議室

一 議題 寄附採納について

その他

雑 報

昭和二十九年六月二十九日

鳥取食糧事務所長 布野長良

町村合併による町村名称変更について

当所倉吉支所管内の町村の内、中北条村、下北条村は

昭和二十九年六月一日をもつて合併し、北条町となる但し、出張所の所在地は変更なし。

